

**公益社団法人 砥粒加工学会**  
**次世代固定砥粒加工プロセス専門委員会規約**

(名称)

第1条 この会は、次世代固定砥粒加工プロセス専門委員会と称する。通称は SF 委員会。  
(事務局)

第2条 この会の事務局は、埼玉県さいたま市桜区下大久保 255 におく。

(目的)

第3条 この会は、超精密固定砥粒加工技術に関する活動を行い、日本のものづくり技術および文化の発展に寄与することを目的とする。

(活動・事業の種類)

第4条 この会は、前条目的を達成するために研究活動を行い次の事業を実施する。

- (1) 研究・見学会、シンポジウムなどを年6回実施する。
- (2) 問題解決型のプロジェクト研究を実施する。
- (3) 技術交流会は、原則として(1)と対にして、年6回実施する。
- (4) 図書編集・刊行を実施する。
- (5) 専門分野の若手育成事業を実施する。

(会員)

第5条 この会の会員は次の2種類とする。

- (1) 企業会員は、この会の目的に賛同し入会した企業、団体とする。
- (2) 学界会員は、運営委員会の決議によって、この会の事業を賛助する能力を十分有する人材と認められた者で、かつ大学・公的研究機関に所属する者とする。なお、運営委員を退任した者は、その資格ありとして所属の如何に関わらず運営委員会の承認を得て学界会員になれる。

(入会)

第6条 会員として入会しようとする者は、入会申込書を SF 事務局に提出し、運営委員会で当学会倫理規程綱領3項を遵守し厳正に審議し、承認を得るものとする。

(会費)

第7条 会員は、以下に定める年会費を納入しなければならない。

- (1) 企業会員 30,000 円
- (2) 学界会員 0 円

(退会)

第8条 退会を希望する会員は、退会届を委員長に提出し、運営委員会の承認を得るものとする。原則として会員の意向は妨げないものとする。一方、会員から退会届が提出されなくても以下の項に該当する場合は、運営委員会の議を経て退会させることができる。

2 学界会員が次の各号のいずれかに該当するとき

- (1) 本人が死亡したとき、もしくは重篤な症状で参画不能になったとき
- (2) 音信不通になったとき
- (3) 永年、協力関係がないとき
- (4) 本会に対して迷惑行為を行ったとき
- (5) 企業に移籍したとき

3 企業会員が、次の各号のいずれかに該当するとき

- (1) 会費を2年以上納入しないとき
- (2) 本会に対して迷惑行為を行ったとき

(役員)

第9条 この会の運営委員会構成は次の役員とする。

- (1) 委員長
- (2) 副委員長
- (3) 幹事
- (4) 副幹事
- (5) 運営委員
- (6) 顧問

2 第1項に定める役員は、会員の中から互選により決める。ただし、顧問の選出については委員長と現顧問からの推薦を受けて運営委員会で審議し決定するものとする。

3 役員任期は、5年とする。ただし、再任を妨げない。

4 運営委員会は必要に応じて、運営委員とは別にアドバイザーをおくことができる。任期は1年とする。

(職務)

第10条 委員長はこの会を代表し、その業務を統括する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、これに事故があるとき、又は欠席の時は、その職務を代行する。

3 幹事は、会の事業を企画し実施するとともに、事業の円滑な実施のために庶務を担当する。

4 副幹事は、会の事業を企画し実施するとともに、幹事を補佐し、これに事故があるとき、又は欠席の時は、その職務を代行する。

5 運営委員は、会の事業を企画し実施を担当する。

6 顧問は、会の事業が円滑に実施されるように委員長などの相談に対し助言を与える。

7 アドバイザーは、委員交代による運営の引き継ぎが円滑になされるよう助言を与える。

(解任)

第11条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、運営委員会の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障により、職務の執行に耐えられないと認められるとき

(2) 職務上の義務違反、そのほか役員としてふさわしくないと認められるとき

(3) 一身上の都合により、本人が退任を希望したとき

(運営委員会)

第12条 この会の運営委員会は、会の意思決定機関であって役員をもって構成し、年6回開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。開催形式にはメール審議やオンライン会議も含まれる。

2 運営委員会は、以下の事項について議決する。

(1) 規約(会則)、事業等の変更

(2) 会員の総意として要請された解散

(3) 事業計画及び収支予算並びにその変更

(4) 事業報告及び収支決算

(5) 役員を選任又は解任

(6) 事業企画の推敲

(7) その他の運営に関する重要事項

3 運営委員会は、役員過半数がなければ開会することができない。ただし、メール審議による運営委員会は、当委員会事務局で管理するメーリングリストを用いてメール配信されれば全員参加と見なし開会は成立するものとする。

- 4 運営委員会の議事は、出席した役員の過半数をもって決し、可否同数の時は議長である委員長の決するところによる。

(議事録)

第13条 運営委員会の議事については幹事が議事録を作成する。

(年度予算案および収支報告)

第14条 年度始めには公益社団法人砥粒加工学会に年度予算案を提出する。

- 2 年度終了後1ヶ月以内に収支計算書を作成する。

(決算書、収支報告、開催報告書の提出)

第15条 事業を企画し、実施した運営委員は、事業終了後直ちに開催報告書を作成し運営委員会で確認後、担当委員が公益社団法人砥粒加工学会に提出する。

- 2 事業を企画し、実施した運営委員は、決算書を当専門委員会事務局に提出する。

- 3 前項により学会は学会誌に開催報告書を掲載する。

- 4 第1項、2項を受けて当専門委員会事務局は収支報告を作成する。

(事業年度)

第16条 この会の事業年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

(事務局)

第17条 この会の事務を処理するため、事務局を置く。

(委任)

第18条 この規約に定めのない事項は、運営委員会の決議を経て、委員長が別途定める。

(変更)

第19条 この規約は、運営委員会において、出席者の3分の2以上の承認がなければ変更できない。

附則

この規約は、平成29年1月1日から施行する。

2018年3月28日 改定

2018年5月4日 改定

2018年6月22日 改定

2019年9月27日 改定

2021年12月30日 改定